

みどり通信

第239号 2018. 2. 8

CONTENTS

● ひと言発言	P1	● 損害保険	P10
● 社会保険	P4	● TKC Fin Techサービス	P11
● 税務	P5	● これからの研修	P12
● 今知っておきたい相続の話	P7	● あとがき	P12
● 生命保険	P9	● 営業カレンダー	P13

新春セミナー 開催 ～ツキを呼ぶ言葉「ありがとう」の成功法則～



セミナー当日は、
大変な雪、道路状況にもかかわらず、
たくさんのお客様にご来場いただき、
本当ありがとうございます。



社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

2月

“ひと言、発言”

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ（<http://www.yamanobo-zeiriishi.jp/>）に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」）を掲載いたします。次の内容は、2月5日のホームページ掲載のものからです。

本氣な人に・・・

厳しい寒さが続いています。風邪をひかないように体調管理はしっかりとしたいものですね。

ところで当社は、平成30年の方針として、“本氣”にこだわって邁進することを掲げています。

メンタルトレーナーの西田文夫先生は、本氣について次のように述べています。

「本氣」とは・・・

A. いい加減な人

言われた事もせず、平氣でいられる人（論外）

B. 一生懸命な人

言われた事をしっかりやろうとする人（悪くは無いが、不平不満が口をつく）

C. 本氣な人

言われた事以上の事をする人（理屈抜きで取り組める）

そして、本氣な人になるために、次の十ヶ条を掲げています。

「本氣の十ヶ条」

- ① **自らの意思で動く!**
- ② **一切の弱音を吐かない!**
- ③ **考えずに即行動!**
- ④ **人と己を比較しない!**
- ⑤ **環境に甘えない!**
- ⑥ **苦しいことに自ら挑む!**
- ⑦ **自己を犠牲にしても実行する!**
- ⑧ **一切言い訳を言わない!**
- ⑨ **己の愚かさ、至らなさを素直に認める!**
- ⑩ **今の自分に満足しない!**

さらに、本氣になるために西田先生は、次の『本氣の十か条唱和』を定めています。

- 私は、自らの意志で今から「本氣になる!」
- 私は、一切の弱音を吐かず「本氣になる!」
- 私は、とやかく考えず、即行動し「本氣になる!」
- 私は、人と自分を比較せず「本氣になる!」
- 私は、環境に絶対甘える事なく「本氣になる!」
- 私は、苦しい事に自ら挑み「本氣になる!」
- 私は、自己犠牲を惜しまず「本氣になる!」

- 私は、一切の理屈を捨て「本氣になる!」
- 私は、己の愚かさを素直に認め「本氣になる!」
- 私は、今の自分に満足せず「本氣で生きる!」

当社では、この本氣な人間になるために、この本氣の十ヶ条を定期的に全員で齊唱しています。

西田先生曰く、

「とてつもない力が出る本氣の状態とは、言い訳が出来ない世界であり、その事にのめり込む世界。

一生懸命は簡単でも、本氣になるのは難しいもの。

人間の脳は、自分に都合よく情報を受け止めるため、すぐに言い訳を考えたり、グチを言ったりしてバーンアウト（燃え尽き）していくもの。」

「答えは必ず出ます。それは“本氣”で生きたか？

“一生懸命”生きたか？ “いい加減”に生きたかなのです。」

と。

「本氣になる！」ことを“潜在意識”に落とし込んで、「本氣に生きる！」人生を生きたいものですね。

税理士 山 口 昇

社会保険 Q&A

Q

私は今68歳で勤めています。その際に、給料から厚生年金保険料が引かれていますが、この厚生年金保険料は、何歳まで引かれますか？

A

70歳までです。厚生年金保険は、常時従業員を使用する会社に勤務する70歳未満の人が対象です。ですので、70歳になれば、厚生年金保険に加入する資格を失いますので、その時点で厚生年金保険料は引かれません。また、事業主の届出書としては、70歳以上被用者該当届等の届出書が必要となります。

Q

年金を増やすために、70歳を過ぎても厚生年金保険に加入できますか？

A

老齢の年金を受けられる加入期間（老齢年金の受給資格を得るために必要な期間は、通常は25年以上ですが、平成29年8月1日からは受給資格期間が10年以上となりました。）がなく、70歳を過ぎても会社に勤める場合は、老齢の年金を受けられる加入期間を満たすまで任意に厚生年金に加入することができます。これを高齢任意加入被保険者といいます。ただし、既に老齢または退職を事由とする年金を受けとる権利がある場合は、高齢任意加入被保険者になることはできず、70歳を過ぎると厚生年金保険に加入できません。ですので、自身の年金の受給資格加入期間を年金事務所に確認することをお勧めします。



詳しいことは、当事務所担当職員までお問い合わせください。

税務

スイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)について

確定申告時期となりました。今回は、スイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）についてご紹介させていただきます。

平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間を適用期間として、健康の維持増進及び疾病予防に対する「一定の取組」に係る「一定のスイッチOTC医薬品」の購入について、医療費控除との選択適用として、所得控除が出来ることとなります。

この場合の「一定の取組」とは、特定健康診査や予防接種、ガン検診などをいいます。また、「一定のスイッチOTC医薬品」とは、要指導医薬品や一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品をいいます。（OTCとは、町の薬局等で対面販売される薬という意味です。）

特定一般用医薬品等について

「特定一般用医薬品等」とは、医師によって処方される医薬品（医療用医薬品）から薬局などで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品（スイッチOTC医薬品）をいいます。

なお、一部の対象となるスイッチOTC医薬品のパッケージには、次のような識別マークが印刷または貼付されています。



※ 製品の大きさやパッケージの色により、このマークの大きさや色も異なります。

※ 製品は順次マーク付きに置き換わっていきますが、マーク無しでも同じ製品は制度の対象となります。

また、購入の際のレシート、領収書等にセルフメディケーション税制の対象商品である旨の印字か手書きの注記がされることとなっていますので、レシート、領収書等をご確認ください。

そのほか、対象となる具体的なスイッチOTC医薬品は、厚生労働省のホームページで確認ができます。



または

厚生労働省 セルフメディケーション税制

検索



<国税庁ホームページより>

控除対象額等の詳細については、次ページをご覧ください。

<吉田智哉>

セルフメディケーション（自主服薬）推進のためのスイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）の創設

（所得税、個人住民税）

1. 大綱の概要

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、**健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組（※1）を行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品（※2）の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払ったその対価の額の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額（その金額が8万8千円を超える場合には、8万8千円）について、その年分の総所得金額等から控除する。**

（※1）特定健診、定期健診、定期健康診断、健康診査、がん検診

（※2）要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品

（類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く。）

（注）本特例の適用を受けれる場合には、現行の医療費控除の適用を受けれることはできない。

※セルフメディケーションは、世界保健機関（WHO）において、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当すること」と定義されている。

2. 制度の内容

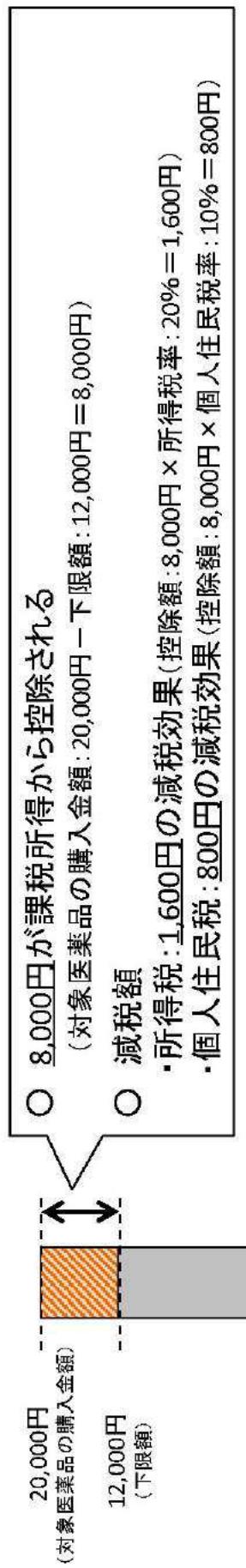
■対象となる医薬品（医療用から転用された医薬品：スイッチOTC医薬品）について

○ スイッチOTC医薬品の成分数：83（平成29年1月13日時点）

－ 対象となる医薬品の例：かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、水虫・たむし用薬、肩こり・腰痛・関節痛の貼付薬
（注）上記薬効の医薬品の全てが対象となるわけではない

本特例措置を利用する時のイメージ

○ 課税所得400万円の者が、対象医薬品を年間20,000円購入した場合（生計を一にする配偶者その他の親族の分も含む）



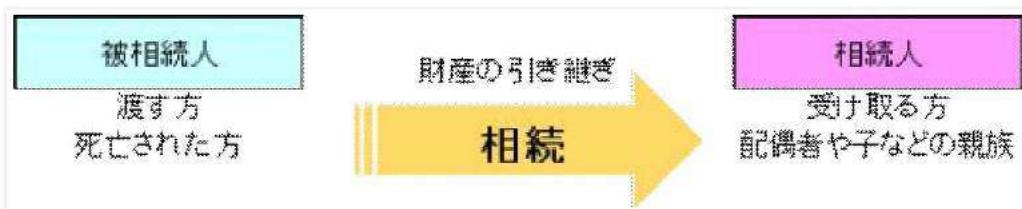
今知りたい相続の話

その1『相続とは・・・』

最近、相続や相続税についてのご相談が増えております。そこで、今回より、「今知りたい相続の話」として、皆様のお役に立つ内容を紹介させていただきたいと思います。

1. 相続とは

相続とはある人が死亡したときに、死亡された人の財産を配偶者や子などの親族が財産を引き継ぐことを言います。相続がうまくいかないと、大きなトラブルが起こる事もあります。



2. 相続人とは

相続人は民法で定められています。

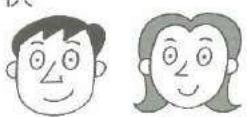
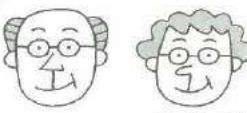
法定相続人の範囲は、被相続人から見て次のようにになります。

法定相続人の範囲	配偶者	夫または妻
	子供	子供がすでに死亡しているときは、孫。 ※相続人がすでに死亡しているときは、その子供等が相続します（代襲相続）。
	親	配偶者の親は含みません
		親が死亡しているときは、祖父母
	兄弟姉妹	

これらの人すべてが相続人になるわけではありません。

一定の順序にしたがって、相続人になる人（相続順位）、財産の取得割合（法定相続分）が定められています。

なお、下表でもおわかりの通り、**配偶者は常に法定相続人**になります。

相続順位	法定相続人と法定相続分		
第1順位	子供  (人数で分けます)	$\frac{1}{2}$	配偶者  $\frac{1}{2}$
第2順位	親  (人数で分けます)	$\frac{1}{3}$	配偶者  $\frac{2}{3}$
第3順位	兄弟姉妹  (人数で分けます)	$\frac{1}{4}$	配偶者  $\frac{3}{4}$

- ※ 被相続人・・遺産相続を行う際に相続財産を遺して亡くなった方のことを言います。
- ※ 民法に定める法定相続分は、相続人の間で遺産分割の合意ができなかつたときの遺産の取り分であり、必ずこの相続分で遺産の分割をしなければならないわけではありません。

3. 相続前に押さえておきたい5つのポイントとは

ポイントは、次の5つです。

- ① 相続財産はなに？
- ② その財産はいくらの評価になるんだろうか？
- ③ 誰が受け継ぐかでもめないだろうか？
- ④ 相続税はかかるのだろうか？
- ⑤ 納める税金は払えるのだろうか？

そのためには、**早めの相談と対応**が必要です。

- ※ 当社では、無料で相続の相談を受け付けております。お気軽にご相談ください。

今回のテーマ

標準保障について②

● 借入金対策資金



企業の大半は、借入金に頼って経営が成り立っていますが、そのほとんどの場合、経営者やその配偶者が連帯保証人となり、自宅等を担保に入れているケースが多く見受けられます。

つまり、企業の経営者は会社と家庭を切り離すことができないのです。この対策資金は、企業の負債を家庭に持ち込まないように手当としておくためのものです。

また、経営者の死亡を聞きつけ、早々に債権を回収しにきた関係者に、この対策資金(=保険金)から不足なく支払いができる、「経営者が交代しても資金が回っていて安全な会社だ」といった良い噂も広がり、関係者とも良好な関係を保つことができます。

さらに、まとめた金額で借入金等の外部負債を返済できれば、資金繰りの負担が軽減され、次期後継者も経営を立て直すまで「時間」を稼ぐことができます。企業の存続を考えた場合においても重要な資金です。

事業継続のために借入金の返済が滞りなく行えるように、短期借入金、長期借入金に応じた保障の準備が必要です。

この借入金合計額に対して法人税などを考慮すると、約1.49倍した額が必要保障額となります。

担当：堀内勇一

「当て逃げ事故」

当て逃げ事故とは、被害者の車両に接触する物損事故を起こして、そのまま加害者が逃走することです。（被害者が負傷した場合はもちろん「ひき逃げ」となります。）

当て逃げが起きる背景としては、①かすった程度で加害者が気づいていない場合、②加害者が対物保険に入っていなかったため、費用負担を恐れて逃げる場合、③加害者がとっさの出来事に動転して逃げ出す場合など、様々です。

●当て逃げに遭った直後に気をつける4つのこと

①警察は絶対呼び、事故証明を取る

当て逃げの被害に遭ってしまったなら、必ず警察を呼び、事故証明を発行してもらいましょう。事故証明がないと、車の損傷を修理しても保険で支払うことができなくなります。

②ナンバー、連絡先をしっかり確認する

もしも加害車両にぶつけられたら、必ず相手ナンバーを確認して記憶し、メモに残すことです。紙やペンがなくても携帯電話の写真やメモ機能を活用しましょう。

③防犯カメラや目撃情報を集める

仮に、自分が加害者情報が全くわからなくても、周りで目撃した人がいるかもしれません。周囲に目撃者がいないか聞き込みをするようにしましょう。

また、ドライブレコーダーを搭載している車両はそのデータを活用したいものです。

④自分が車両保険に入っているか確認する

交通事故の被害については加害者の対物賠償保険か、被害者の車両保険で損害を補償するのが通常です。しかし、加害者が特定されていない当て逃げでは、被害者の車両保険で修理費等を支払わざるを得ません。しかし、保険会社との契約内容によっては当て逃げについて保障されない場合がありますので、まずは保険会社に報告し、確認するようにしましょう。

●当て逃げ相手が保険に入っていなかった場合

当て逃げをする経緯には「保険に入っていなくて」「人の車だから」というように、加害者が任意保険に加入していないケースもあります。また、強制加入である自賠責保険は人身事故の補償を目的としており、物損については補償されません。

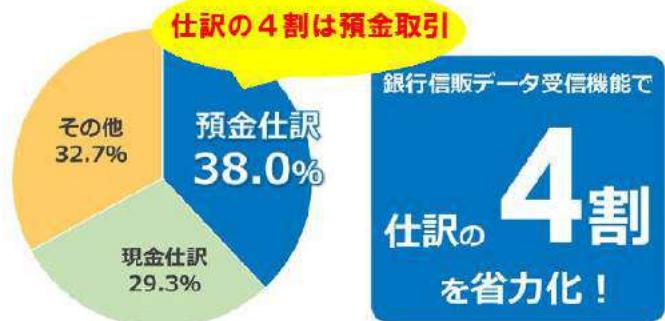
そのため、このような物損のみの事故の場合、被害について相手保険で対応ということができません。しかし、保険に加入しているかどうかと、相手に補償義務があるかどうかは別です。従って、この場合でも加害者自身に対して損害賠償を求めるることはできます。

星野 千香子

自計化

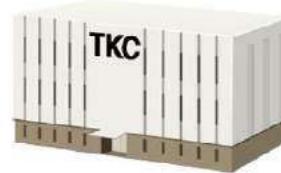
FinTechサービス 「銀行信販データ受信機能」

銀行やクレジットカード会社から取引データを受信して、仕訳の計上ができます。



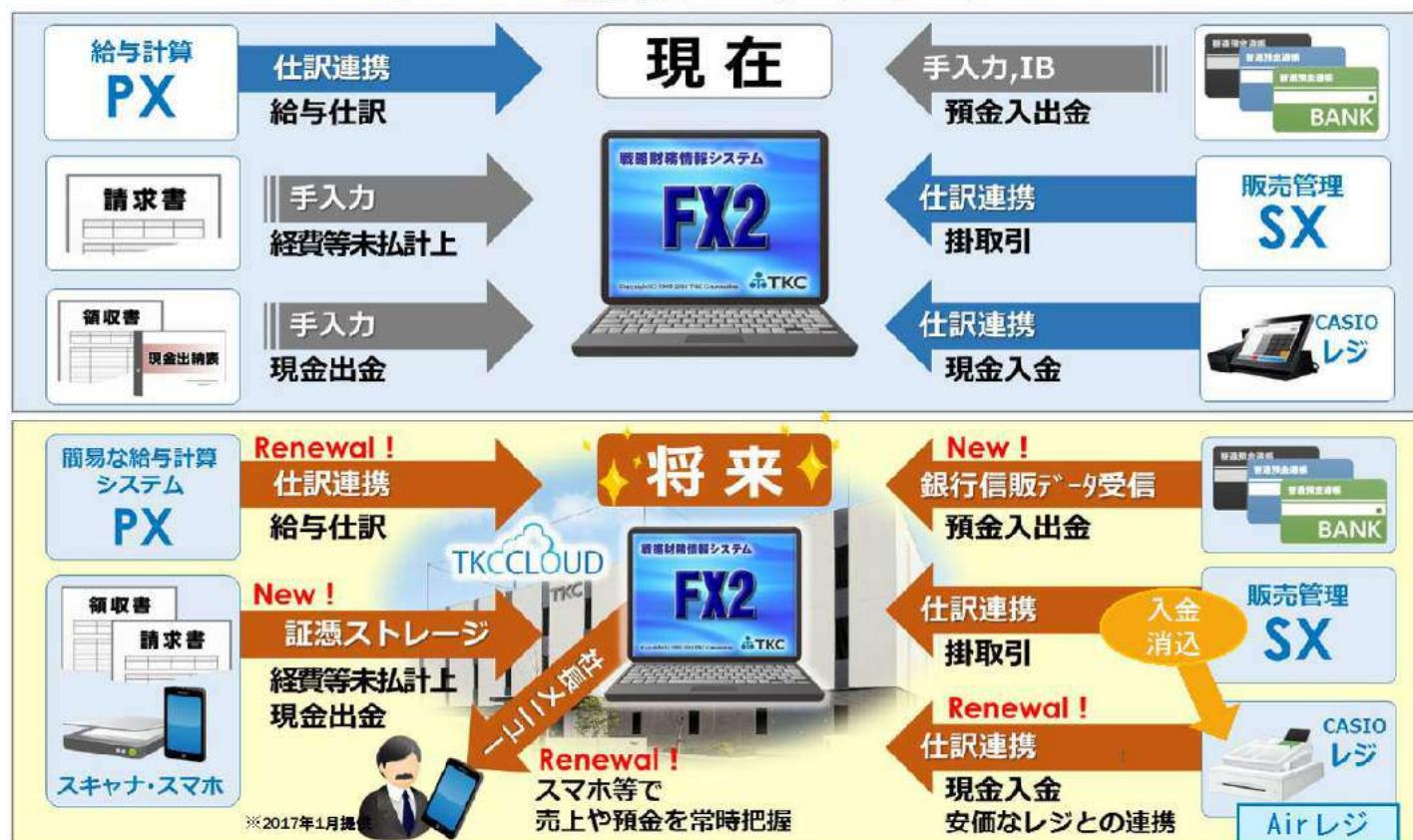
②仕訳計上

①自動受信



- ①ワンクリックで複数の金融機関から取引データを自動受信します。
②取引データをもとに、仕訳ルールの学習機能を利用して効率的に仕訳を計上できます。

さらに便利になります！



～ 税理士法人 山口会計パートナーズ ～

これからの研修

● 原点の会

三条商工会議所

3月27日（火） 9:00～11:15

休業のご案内

当事務所は、

3月15・16日 休業

3月19・20日 研修のため、不在となります。

休業中はご迷惑をおかけいたしますが、
何卒ご了承賜りますようお願い申しあげます。

あとがき

早いもので1月もあっという間にすぎました。今年の私自身の抱負はストレスをためないことと感謝することです。昨今、ストレス社会と言われ、うつ病や心の健康に問題を抱える人が増えています。うつや心の病気になる人は、仕事に関しても強い不安や悩みでストレスになり、中でも、もっとも多い悩みは職場の人間関係にあると言われています。そのストレス対策の方法として、人生において感謝の心を養う、遠大な目標を掲げた人にはストレスが最も少ないと言われているそうです。ストレスの原因に遭遇したときは感謝という広い心を養うための絶好な場と受け止めその状況に感謝の念をもつこと。なかなかできないですが、悩んだ時がチャンスだと思いそこで感謝の気持ちをもつことですね。

渋木洋子

◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日



日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3		4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	



日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31



チラシ折り込みます

お客様の広告チラシ等がございましたら、月1回発行のみどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 税理士法人 山口会計パートナーズ

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail:yn@tkcnf.or.jp